

新規	更新	変更	道占許第	号
			年	月
				日

道路占用 許可申請 協議 書

日野市長 馬場 弘 融 様

住所	
氏名	印
担当者	
TEL	

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協議 します。

太枠内のみ記入して下さい。

占用の目的					
占用の場所	路線名 日野市道		号線 車道 歩道 その他		
	場所 日野市		番地先		
占用物件	名称		規模		数量
占用の期間	年	月	日	から	間
	年	月	日	まで	
工事の期間	年	月	日	から	間
	年	月	日	まで	
道路の復旧方法				添付書類	案内図・平面図・断面図 構造図・その他
備考			占用料金		
掘削規制	有	・	無	舗装種別	

記載要領

- 「許可申請 協議」及び「許可を申請 協議」については、該当するものを で囲むこと。
- 新設 更新 変更 については、該当するものを で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書または回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には「住所」の欄には主たる事務所の所在地「氏名」の欄には、名称及び代表者の氏名を記載するとともに「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること、占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
- 変更許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更のものを記載し、上部に変更前のものを () 書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類添付した場合には、その書類名を記載すること。

	担当者	係長	課長補佐	課長	部長	占用許可期間	1・3・10・()
決裁						許可番号	道占許第 号
						許可年月日	年 月 日
合議	土木課長					受理年月日	年 月 日
						起案年月日	年 月 日

指示・意見

新規	更新	変更	道占許第	号
			年 月 日	

道路占用許可書

住所
氏名
担当者
TEL

印

道路法 第32条 第35条 の規定により 許 承 可 認 について以下のとおりとする。

占用の目的					
占用の場所	路線名 日野市道		号線 車道 歩道 その他		
	場 所 日野市		番地先		
占用物件	名 称		規 模		数 量
占用の期間	年 月 日 から	間	占用物件の構造		
工事の期間	年 月 日 から	間	工事実施の方法		
道路の復旧方法			添付書類	案内図・平面図・断面図 構造図・その他	
備 考			占用料金		
掘削規制	有	無	舗装種別		

太枠内のみ記入して下さい。

交通支障の有無、その他に関する警察署の意見

平成 年 月 日

日野警察署長

（平成 年 月 日付けの申請のあったものについて、以下の別紙の条件を付して（ 許可 ・ 承認 ）します。

許可番号 道占許第 号
年 月 日
（平成 年）

日野市長 馬 場 弘 融

新規	更新	変更	道占許第	号
			年 月 日	

道路占用許可書

住所
氏名
担当者
TEL

印

道路法 第32条 第35条 の規定により 許 承 可 認 について以下のとおりとする。

占用の目的					
占用の場所	路線名 日野市道		号線 車道 歩道 その他		
	場 所 日野市		番地先		
占用物件	名 称		規 模		数 量
占用の期間	年 月 日 から	間	占用物件	の 構 造	
工事の期間	年 月 日 から	間	工 事 実 施	の 方 法	
道路の復旧方法				添付書類	案内図・平面図・断面図 構造図・その他
備 考			占用料金		
掘削規制	有	無	舗装種別		

太枠内のみ記入して下さい。

交通支障の有無、その他に関する警察署の意見

平成 年 月 日

日野警察署長

（平成 年 月 日付けの申請のあったものについて、以下の別紙の条件を付して（ 許可 ・ 承認 ）します。

許可番号 道占許第 号
年 月 日
（平成 年）

日野市長 馬 場 弘 融

許可条件

- 1 . 道路法、日野市道路占用規則及びその他の関係諸規定に従うこと。
- 2 . 工事に際して着手、竣工とも市担当者に届出てその指示に従うこと。
- 3 . この許可に係る目的以上に及ぶ範囲の工事を行わないこと。
- 4 . 本工事施工によって道路構造物及び道路付属物に損傷を及ぼさないよう注意し、万一損傷を及ぼした場合は、出願者の負担により一切を復旧すること。又及ぼすおそれのあるときは、市担当者に届出てその指示に従うこと。
- 5 . 本件により生じた事故等については、申請人の責任において速かに解決すること。
- 6 . 工事中の保安については、別途に所管警察署に届出て許可を受けその指示に従うこと。
- 7 . この許可書は、占用者が保管し、警察及び本市係員が提示を求めたときは、すみやかに応じること。
- 8 . 工事施工中は、常に現場内の整頓をし工事完了後は機械器具、資材、残土等を撤去しただちに復旧工事を行い交通及び保安等に十分配慮し、道路管理上支障のないようにすること。
- 9 . 復旧工事完了の日から、一週間以内に本市係員の立会を求めること。又、復旧工事完了の日から復旧責任期間 1 年間とし、破損したときは、すみやかに再復旧工事を施工すること。
- 10 . 占用期間の満了又は占用廃止するときは、本市に届出て係員の指示に従い原状に復すること。
- 11 . 占用許可期間の継続の場合は、許可期限の 10 日前までに所定の更新手続きをすること。
- 12 . 当該占用物件が道路管理上又は市施工による事業、工事等又は本市において必要と認めるときは、工事の中止、占用物件の改築、移設又は撤去を命ずることがある。ただし、これを要する費用は、占用者の負担とする。